

第 3 次厚木市教育振興基本計画について
(答申)

令和 7 (2025) 年 9 月 30 日
厚木市教育振興基本計画審議会

目 次

1	はじめに	1
2	第3次厚木市教育振興基本計画策定方針	2
3	第3次厚木市教育振興基本計画の構成	5
4	基本理念	6
5	施策の展開	7

参考資料

1	厚木市教育振興基本計画審議会委員名簿	15
2	厚木市教育振興基本計画審議会規則	16
3	厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の会議経過	18

1 はじめに

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式や価値観の変容、さらには少子化の加速やデジタル化の一層の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、厚木市教育振興基本計画審議会では、市の教育の将来を見据えた「第3次厚木市教育振興基本計画の策定」について、市教育委員会より諮問を受け、議論を重ねてきました。

私たちは、第2次厚木市教育振興基本計画の成果と課題を振り返り、学校教育や社会教育で積み重ねられた成果を確認するとともに、新たに直面する教育課題について共通理解を深めてきました。

また、国の第4期教育振興基本計画においては、「持続可能な創り手の育成」や「ウェルビーイングの向上」といった新たな理念が打ち出されるなど、教育に求められる役割はますます広がりを見せています。こうした変化を柔軟に受け止め、厚木らしい教育の在り方を見出していくことが求められています。

審議に当たっては、児童・生徒アンケートや市民意識調査、市民実感度調査などを通じ、幅広い市民の声を大切に検討しました。

人生100年代を迎える今、教育はこどもたちだけのものではなく、全ての世代にとって不可欠なものです。こどもたちには、夢や希望を持ち、失敗を恐れず挑戦できる力を育んでほしいと願っています。そして大人になってからも学び直しや地域社会への参画を通じて、成長し続けられることが、一人一人のウェルビーイングを高め、地域社会の持続的な発展にもつながると考えています。

以上の審議を経て、「第3次厚木市教育振興基本計画」として結論を得るに至ったことから、ここに答申いたします。

本答申を踏まえ、未来を自分たちで創り、教育を通じて誰もが幸せを実感できる社会の実現に向けて尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

令和7(2025)年9月30日

厚木市教育振興基本計画審議会

2 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針

検討を始めるに当たり、厚木市教育委員会から次のとおり第3次厚木市教育振興基本計画策定方針が提示されました。

(1) 策定の背景

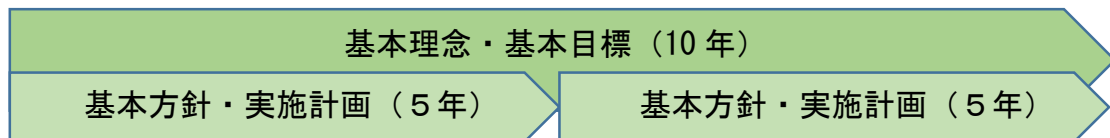
本市では、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とした第2次厚木市教育振興基本計画に基づき、学校教育や社会教育など、様々な事業を推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式の変化や少子化の加速、デジタル化の一層の進展など、同計画策定時から教育環境が大きく変化しています。

また、令和5（2023）年度を始期とする国の第4期教育振興基本計画及び令和8（2026）年度を始期とする第11次厚木市総合計画と整合を図るとともに、将来を見据えた教育の方向性を定める必要性があることから、新たに第3次厚木市教育振興基本計画を策定します。

(2) 計画の構成と期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、基本方針・実施計画については、社会状況の変化が見込まれることや市総合計画アクションプランの計画期間を踏まえ、各5年間の計画とします。



(3) 策定に当たって考慮すべき視点

第3次厚木市教育振興基本計画は、第2次厚木市教育振興基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現に向け、学校教育や社会教育、生涯学習など広く本市の教育の在り方を示す計画とし、次の視点を踏まえ策定します。

ア ウェルビーイングの実現

学校教育においては、こどもたちが自分らしく笑顔で学校生活を送ることができるようウェルビーイングの向上を図るのはもちろんのこと、教職員の心身の状態や良好な労働環境などのウェルビーイングを実現することが重要となります。

また、社会教育・生涯学習を通じて、こどもから大人まで、社会全体でウェルビーイングの実現を目指す取組が求められています。

イ 持続可能な社会の担い手の育成

将来の予測が困難な時代において、いかに社会が変化しようと、社会を持続的に発展させていくために、主体的かつ他者とともに協調して生きていくための力を育成する必要があります。

ウ 確かな学力や豊かな心の育成に資する学校教育環境の充実

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や新しい時代に求められる資質・能力の育成、こどもたちの豊かな情操や道徳心を養うにふさわしい学校教育環境の充実を図る必要があります。また、特別支援教育の推進、不登校児童生徒等への支援など、多様な教育ニーズへの対応や社会的包摂の推進が求められています。さらに、学校規模の適正化や義務教育9年間を見通した教育の推進、安心・安全で質の高い学校施設の整備などを進めていく必要があります。

エ 学校・地域・家庭との連携・協働の推進

コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進など、学校が家庭や地域社会と連携・協働し、社会全体でこどもたちを見守り育てていく取組を推進していく必要があります。

オ 地域の学びと交流を支える社会教育の充実

地域住民が学び、交流できる場としての社会教育施設の機能を更に高めるとともに、社会教育に携わる人材の育成を図り、社会教育の取組を一層充実させる必要があります。

カ スポーツ活動と文化芸術の振興

他者との協働や世代を超えて尊重し合う社会づくりなど、スポーツに備わる力は大きく、持続可能な社会づくりの実現に必要不可欠なため、積極的にスポーツ活動の推進に取り組む必要があります。

また、市民が心豊かな生活を実現できるよう、文化芸術活動の普及や若い世代の人材育成など、文化芸術を未来へつないでいく取組を推進する必要があります。

キ 幼保小連携の推進

幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校では、その芽生えを更に伸ばしていくことが必要となります。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要であり、効果的な幼保小連携の取組を推進していく必要があります。

ク 生涯学習の推進

人生100年時代において、誰もが生涯を通して学び、活躍していくため、生涯学習の必要性が高まっています。誰もが自分らしく学ぶこと、個人の成長や学んだことをいかした社会への貢献、さらにリカレント教育ができる環境を整えていく必要があります。

ケ 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ICTを活用し、こどもたちが自身の個性や特徴に合わせて学べる環境を整備するとともに、教職員の労働環境の改善や効率化を図る必要があります。また、様々な教育分野において、ICTを活用して問題の解決や価値を創造することができる人材を育成していく必要があります。

(4) 市民参加手続

ア 審議会（厚木市教育振興基本計画審議会）

イ 意見交換会

ウ パブリックコメント

※その他、児童・生徒を対象にアンケート調査を実施

学校教育以外の分野については市民実感度調査を活用

(5) 策定体制

ア 附属機関

厚木市教育振興基本計画審議会

公募による市民、学識経験者、関係団体の代表者等により構成し、第3次厚木市教育振興基本計画の策定について、教育委員会の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

イ 庁内検討組織

厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会

教育委員会各部長及び計画策定に係る各課等長により構成し、第3次厚木市教育振興基本計画の策定に必要な事項の調査検討を行います。

(6) 策定スケジュール

市民参加については、「基本構想、基本計画等の策定等」に該当するため、パブリックコメント及びパブリックコメント以外の市民参加の手法二つの合わせて三つ以上の参加手続の実施が必要となります。

令和7（2025）年2月 厚木市教育振興基本計画審議会諮問

8月 意見交換会実施

9月 答申

12月 パブリックコメント実施

令和8（2026）年3月 計画策定

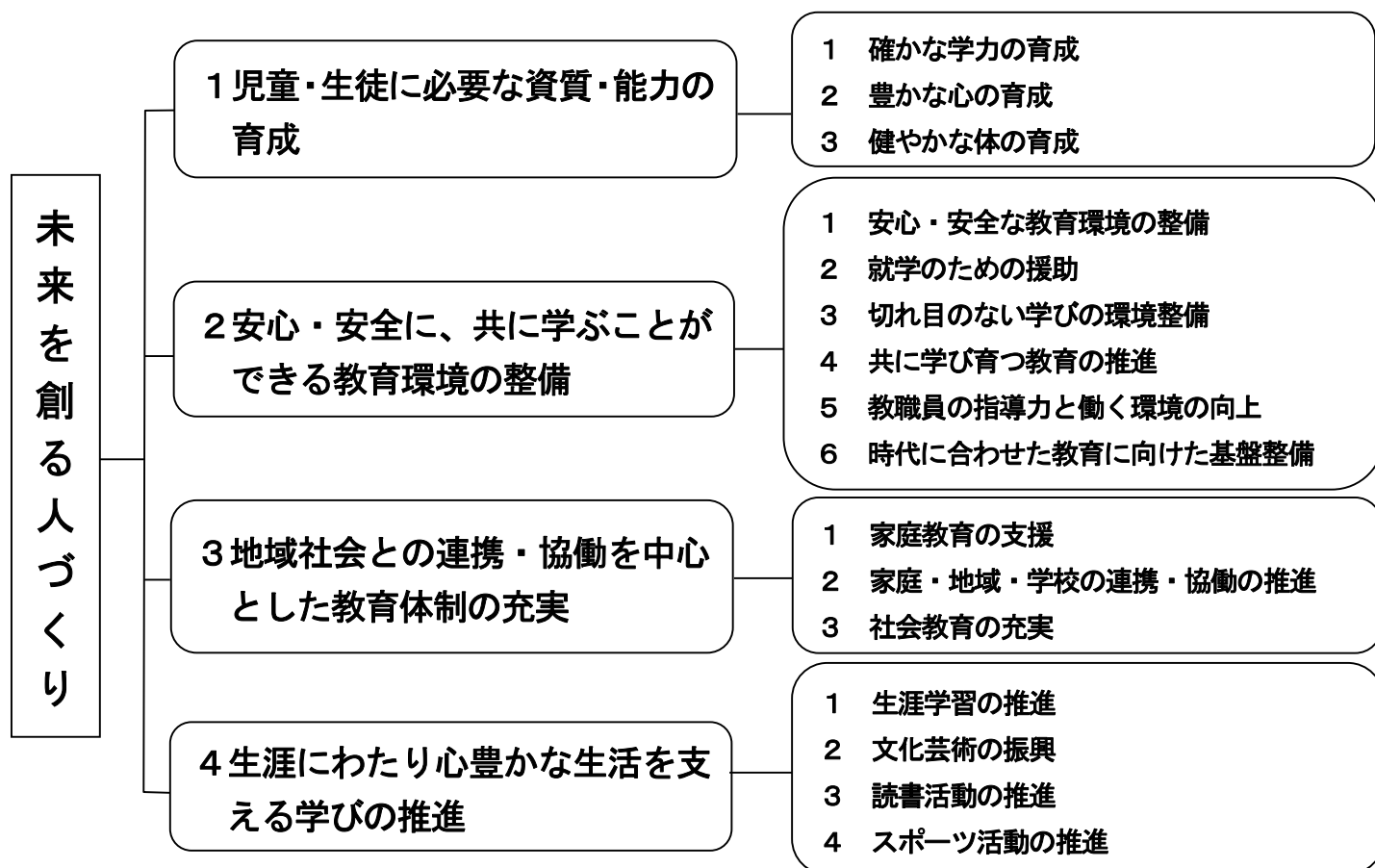
3 第3次厚木市教育振興基本計画の構成

第3次厚木市教育振興基本計画を構成する基本理念、基本方針、施策について、次のとおり提案します。

【基本理念】

【基本方針】

【施策】



【基本理念の実現に必要な力】

- 挑む…自ら未来を切り開いていく「挑む力」の育成
- つながる…多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」の育成
- 築く…新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」の育成

4 基本理念

基本理念は、次のとおり案を作成しました。

なお、第2次厚木市教育振興基本計画では、基本目標が設定されていますが、理念的な側面があること、また、指標が設定されていないため、進捗状況を把握できないことから、基本理念に吸収する方向で次のとおり提案します。

第3次厚木市教育振興基本計画では、本市の教育のあるべき姿を中長期的な視点で見据え、基本理念を次のとおりとします。

未来を創る人づくり

教育基本法では、平和で民主的な社会の形成者としての資質を備えた国民の育成を教育の目的とし、同法に基づき策定された第4期教育振興基本計画においては、持続可能な社会の創り手の育成を目指すこととしています。

第2次厚木市教育振興基本計画では、「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げ、各種施策を推進してきました。しかし、コロナ禍を経て、デジタル化やグローバル化の急速な進展など、同計画では想定していなかった社会の変化が生じています。

私たちは、今、気候変動や将来起こり得る大規模災害、AI技術の進化、社会情勢の変動に伴う経済の不確実性など、将来の予測が困難なVUCA^{※1}と言われる時代を生きています。こうした不透明で複雑な社会をたくましく生き抜くためには、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められています。

こうした力を育むため、ライフステージに応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、ウェルビーイング^{※2}を実感しながら、成長できる環境を整備し、人材を育成していく必要があります。

これらのことを踏まえ、「挑む力」、「つながる力」、そして「築く力」を備え、本市の将来を自分事として捉え、自らの力で創り上げていける人材の育成を目指し、第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念を「未来を創る人づくり」とします。

※1 Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を組み合わせた言葉で、将来の予測が困難な時代を示している。

※2 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

5 施策の展開

基本方針、施策、施策の方向は、次のとおり案を作成しました。

教育のあるべき姿である基本理念を実現するための具体的な取組を示す四つの基本方針とそれぞれの進むべき方向性を示す施策を次のとおり提案します。

基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成	
施策 1	確かな学力の育成
施策 2	豊かな心の育成
施策 3	健やかな体の育成
基本方針 2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備	
施策 1	安心・安全な教育環境の整備
施策 2	就学のための援助
施策 3	切れ目のない学びの環境整備
施策 4	共に学び育つ教育の推進
施策 5	教職員の指導力と働く環境の向上
施策 6	時代に合わせた教育に向けた基盤整備
基本方針 3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実	
施策 1	家庭教育の支援
施策 2	家庭・地域・学校の連携・協働の推進
施策 3	社会教育の充実
基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進	
施策 1	生涯学習の推進
施策 2	文化芸術の振興
施策 3	読書活動の推進
施策 4	スポーツ活動の推進

(1) 基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの側面から、総合的な資質・能力の育成を図ります。

学びの基盤である知識・技能の確実な習得に加え、それらを活用して課題を発見し、解決する思考力・判断力・表現力を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲の向上を図ります。

また、思いやりや豊かな感性を育み、自他を大切にする気持ちを育成します。多様な体験活動や人との関わりを通じて、社会性や道徳性を培い、共に生きる力を伸ばしていきます。

さらに、日常生活における体力向上や基本的な生活習慣の定着を通じて、心身の健康を保ち、自らの健康保持や自己管理能力の育成を目指します。これにより、生涯にわたって健康的な生活を送るための基礎を築きます。

施策 1 確かな学力の育成

【施策の方向】

- ・グローバル化やデジタル技術の進展など、児童・生徒が様々な変化に向き合う中で、主体的に学び、多様な人々と協働しながら、課題を解決する力を育成する。
- ・単なる知識・技能の習得にとどまらず、それらを活用する柔軟な思考力・判断力・表現力の育成を図る。
- ・全ての児童・生徒が必要な学力を身に付けることができるよう、児童・生徒の学習進度に応じた学習環境の提供や学習意欲の課題に対応する。

施策 2 豊かな心の育成

【施策の方向】

- ・他者を思いやる気持ちや命の大切さを理解し、道徳性や社会性を身に付けた、心豊かな人間へと成長していくことを目指す。
- ・多様な体験活動や人との関わりを通じて、困難な状況に直面しても自分の心をしなやかに立て直す力を育む。
- ・問題行動等の背景を丁寧にアセスメントした上で、一人一人の状況に応じた適切な指導・支援を行う。
- ・悩みを抱える児童・生徒やその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、切れ目のない支援を行う。

施策3 健やかな体の育成

【施策の方向】

- ・児童・生徒が心身共に健康で、たくましく生きる力を育むことにより、豊かな人生を送るための基盤を築く。
- ・食に関する正しい知識と食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進するとともに、健康的な生活リズムを確立するため、睡眠への意識と生活習慣の向上を図る。
- ・児童・生徒の健全な食環境を社会全体で支える。

(2) 基本方針2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備

全てのこどもが安心して学び、互いに高め合える環境整備、就学支援や切れ目のない学び、多様性を尊重した教育、教職員の働きやすさやICT活用など、これからの教育を支える環境整備に取り組みます。

安全で快適な学校施設・学習環境の整備を推進するとともに、経済的な事情にかかわらず、全ての児童・生徒が等しく学ぶ機会を確保するため、就学支援の充実を図ります。

また、幼児期から小学校への円滑な接続や、小学校と中学校の9年間を見通した切れ目のない学びの環境を整備し、こどもたちの発達段階に応じた支援を強化します。そして、障がいの有無や国籍、文化的背景などの違いにかかわらず、全ての児童・生徒が共に学び、育ち合える教育の充実を推進します。

さらに、教職員が専門性を発揮し、児童・生徒と向き合えるよう、働きやすい職場環境の整備に力を入れるとともに、教職員の指導力向上の支援を進めます。あわせて、ICTの効果的な活用や通学区域の再編成など、時代の変化に対応した教育環境の基盤づくりを推進します。

こうした取組に当たっては、こども自身の思いや意見を尊重し、学校づくりや学びの在り方に適切に反映していきます。

施策1 安心・安全な教育環境の整備

【施策の方向】

- ・教育環境向上を一体的に進め、児童・生徒が健やかに成長できる環境整備をする。
- ・児童・生徒が身体的・精神的に安心でき、学習に集中できるような環境整備をする。
- ・災害や感染症等の非常時に備えた学校の安全確保に取り組む。

施策2 就学のための援助

【施策の方向】

- ・経済的な理由や特別な支援の有無にかかわらず、全ての児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するため、必要な援助を実施する。
- ・市民の方からの寄附をもとに設置された基金を活用し、経済的な理由により修学や部活動への参加が困難な児童・生徒に必要な援助を実施する。

施策3 切れ目のない学びの環境整備

【施策の方向】

- ・幼児期から義務教育段階にかけて、こどもの成長を一貫して支えるため、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続を図り、安心して学べる環境を整備する。
- ・小学校と中学校の9年間を見通した小中一貫教育を推進し、カリキュラムの連続性と指導方法の一貫性を確保して、学びの連続性を高める。
- ・こどもの発達や実態に関する情報を関係機関で共有し、教職員との連携・協力体制を充実させることで、きめ細かな支援体制を構築する。

施策4 共に学び育つ教育の推進

【施策の方向】

- ・国籍、文化、性別、障がいの有無など、多様な背景を持つ人々が共に生きる社会において、違いを理解し、尊重し合える力を育む。
- ・インクルーシブ教育において、全ての児童・生徒が同じ場で共に学び、育つことを目指し、個別の教育的ニーズに応じた柔軟な支援体制を整える。

施策5 教職員の指導力と働く環境の向上

【施策の方向】

- ・教職員は教育の中心的存在であり、その指導力が児童・生徒の学力や人格形成に大きな影響を与えることから指導力の格差解消を図る。
- ・教育現場に求められるニーズが複雑化・多様化している中で、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・教職員の働く環境を改善し、本来の教育活動に専念できる環境を整備することで、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現する。

施策6 時代に合わせた教育に向けた基盤整備

【施策の方向】

- ・児童・生徒一人一人が安心して学び、成長できるよう、これからの教育に必要な土台づくりを進める。
- ・地域の実情や保護者・住民の声を踏まえ、持続可能な学校づくりを推進する。

(3) 基本方針3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実

地域全体でこどもたちの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。

こどもたちの健やかな成長と学びを支えるためには、家庭・地域・学校が一体となって支え合う地域ぐるみの教育体制が欠かせません。

教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえ、保護者が安心して教育に関わることができるよう、保護者自身の学ぶ機会の提供や子育てに関する不安や悩みに対する解決策など家庭でいかせる情報を提供します。

また、地域住民や団体、学校等との連携体制を構築・充実させ、地域が教育活動に主体的に参画できる環境を整備します。そして、地域のつながりを強化するとともに、こどもたちの社会性や多様な価値観への理解を深めます。

さらに、誰もが身近な場所で学び続けられるよう、公民館などの社会教育施設を活用し、多様な学習機会を提供します。

地域社会との連携・協働を通じて、全ての世代が共に学び育つ地域社会の形成を図ります。

施策1 家庭教育の支援

【施策の方向】

- ・保護者に対して学習機会を提供するとともに、家庭・地域・学校との連携により家庭教育の支援を図る。
- ・子育てに関する不安や課題に対応できるよう支援する。

施策2 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

【施策の方向】

- ・こどもたちの健やかな育成や多様な学びを支えるため、地域全体で教育に関わる体制を築く。

施策3 社会教育の充実

【施策の方向】

- ・地域社会における学びの場を提供する。
- ・地域の特性や多様な学びのニーズに柔軟に対応する。
- ・個人の学びと成長を支えるだけでなく、地域全体の活力向上につなげる。

(4) 基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進

人生 100 年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。

人生 100 年時代を迎え、市民一人一人が生涯を通じて学び続け、心豊かに充実した生活を送ることができる環境を整えることが、これまで以上に重要となっています。本市では、誰もが年齢や立場を問わず、学びに親しむことができる環境を整えることで、個人の自己実現と地域社会の活性化を図ります。

そうした中で、文化芸術の振興により創造性や感性を育み、読書活動の推進を通じて知的探求心を高めます。

また、スポーツ活動の推進により健やかな心身を育てるとともに、生涯学習を支える多様な学びの機会を提供します。これらの取組を通じて、市民一人一人が自らの人生を豊かにし、地域とつながりを深めながら共に支え合う社会の実現を目指します。

施策 1 生涯学習の推進

【施策の方向】

- ・多様な生き方や価値観が広がる現代において、スキルアップを可能にする環境を整備し、自己実現につなげる。
- ・生涯学習を通じて個人として成長を続けるとともに、地域の一員として共に支え合いながら、誰もが幸せや生きがいを感じて暮らせる社会づくりに貢献する人材を育成する。

施策 2 文化芸術の振興

【施策の方向】

- ・文化芸術に親しむことで、感性・表現力・創造力を育む。
- ・伝統文化や地域文化に触れる機会を通じて、郷土への愛着や自己理解、他者理解（価値観・文化的背景）を深め、人間性や豊かな心を育てる。
- ・全ての世代が文化芸術に親しむことのできる環境づくりを推進する。
- ・文化財の保護と活用を図り、市民の文化的な向上に貢献する。

施策３ 読書活動の推進

【施策の方向】

- ・複合施設あつめきに整備を進めている「未来・図書館」の整備を着実に推進する。
- ・「未来・図書館」の供用開始に当たっては、複合施設としての特性をいかした企画展示や行事等を開催するなど、読書に親しむきっかけづくりを推進する。
- ・言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない、こどもの読書活動を推進し、本と親しみ、本を楽しむこどもを育てる。

施策４ スポーツ活動の推進

【施策の方向】

- ・年代を問わず、誰もが日常的にスポーツに親しみ、健やかな心身が育つ環境を整備する。
- ・地域社会において、誰もがスポーツを楽しめる施設を整備し、世代や立場を超えた交流を促進する。
- ・学校、地域、関係団体と連携し、スポーツの楽しさや意義を伝える機会を充実させる。

参考資料

1 厚木市教育振興基本計画審議会委員名簿

(1) 委員

(選出区分順・氏名五十音順、敬称略)

番号	氏 名	選出区分	役職名等
1	コンノ アヤノ 紺野 綾乃	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
2	アスカイ ミツハル 飛鳥井 光治	規則第3条第3号 (学識経験者)	厚木市社会教育委員会議議長
3	カメイ トシアキ 亀井 敏昭	規則第3条第3号 (学識経験者)	元厚木市立中学校長
4	ナカムラ アキコ 中村 明子	規則第3条第3号 (学識経験者)	元厚木市立小学校長
5	マシコ シュウジ 猿子 修司	規則第3条第3号 (学識経験者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会顧問

(2) 臨時委員

(選出区分順・氏名五十音順、敬称略)

番号	氏 名	選出区分	役職名等
1	オシキリ ハルミ 押切 晴美	規則第3条第2号 (関係団体の代表)	厚木市立依知小学校長
2	サトウ ヒロユキ 佐藤 弘幸	規則第3条第2号 (関係団体の代表)	厚木市立厚木中学校長
3	ミツハシ トクユキ 三橋 徳行	規則第3条第2号 (関係団体の代表)	厚木市スポーツ推進委員連絡協議会会長
4	オザワ カズヒト 小沢 一仁	規則第3条第3号 (学識経験者)	東京工芸大学准教授
5	ノムラ カズヒコ 野村 和彦	規則第3条第3号 (学識経験者)	東日本電信電話株式会社 神奈川支店 第一ビジネスイノベーション部
6	フタミ ソウイチロウ 二見 総一郎	規則第3条第3号 (学識経験者)	湘北短期大学専任講師

2 厚木市教育振興基本計画審議会規則

平成30年3月30日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）に基づき設置された厚木市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 厚木市教育振興基本計画に関すること。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令6教委規則7・旧第3条繰下)

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育振興基本計画主管課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第21号。以下「改正条例」という。）による改正前の厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）別表の規定により設置された厚木市教育委員会点検評価委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）にこの規則による改正後の第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、この規則による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際、現に旧委員会の委員長である者又はその職務を代理する委員である者は、この規則による改正後の第6条の規定にかかわらず、施行日に改正条例による改正後の厚木市附属機関の設置に関する条例別表の規定により設置された厚木市教育振興基本計画審議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

3 厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の会議経過

開催回	開催日時	案 件
第1回	令和7年2月18日(火) 14時～16時	1 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針について 2 厚木市の教育を取り巻く現状に係る基礎資料について 3 第2次厚木市教育振興基本計画及び第3次厚木市教育振興基本計画に含める新たな視点の現状と課題について 4 第3次厚木市教育振興基本計画策定の進め方について 5 今後のスケジュールについて
第2回	3月13日(木) 14時～15時45分	1 第1回厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の振り返りと確認事項について 2 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係る児童・生徒のアンケート調査結果について 3 第3次厚木市教育振興基本計画の構成(案)について 4 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の考え方について
第3回	4月24日(木) 14時～16時	1 第2回厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の振り返りと確認事項について 2 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標の考え方について 3 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針等の考え方について 4 第3次厚木市教育振興基本計画策定に当たり考慮すべき教育DXと生成AIの影響について 5 厚木市教育大綱の改定方針について
第4回	7月11日(金) 14時～15時30分	1 第3回厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の振り返りと確認事項について 2 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標について 3 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針及び施策の考え方について 4 第3次厚木市教育振興基本計画の計画を支える取組について 5 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施について

第5回	8月20日(水) 14時～15時45分	1 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施結果について 2 第3次厚木市教育振興基本計画(案)について
第6回	9月30日(火) 14時～15時	第3次厚木市教育振興基本計画について